

○財務省告示第百二十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十七年三月十六日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十七年四月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百五  
十回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二条第一項並びに特別  
會計に關する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項、第四十七条第一項及び第  
六十二条第一項  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募入

三 振替法の適用等

四 発行方法

争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募入

五  
方募  
入  
法  
決  
定  
の

ハ ロ  
札 非  
発 競  
行 争  
入  
イ  
入 価  
札 格  
発 競  
行 争  
額

の決定を受けた各申込みの応募  
 価格を募入額により加重平均し  
 て得られるものによる発行（以下「非  
 競争入札発行」という。）及び  
 格競争入札と同時に行われる入  
 札であつて、財務大臣が各国債  
 市場で特別参加者ごとに応募限  
 額を定めるものによる発行（以  
 下「国債市場特別参加者・第 I  
 非価格競争入札発行」という。）  
 も申込みのうち応募価格の高い  
 ものである。応募額を順次割り  
 各申込みの応募額を案分により  
 割り当てて各  
 国債市場特別参加者ごとの  
 各限額の範囲内において各  
 応募の応募額を割り当てる。  
 円金額で二兆五千五百十四億  
 うち、財政法第四十一条の規  
 定に基づき発行した利付債に  
 ついては、金額で二兆五千  
 九億六千五百六十万三千十  
 運営に必要なる財源の確保に  
 たためる公債の発行の特例に  
 関する





十四

初期利子

座の記載又は記録されるもの口  
 についで、前記(一)の算式に  
 より算出した金額から該金を  
 じた金額(二)・三一五を乗  
 を発行時に、又は外国債  
 が非居住者又は外国法人であ  
 る場合は、前記(一)の算式に  
 より算出した金額に適用を受  
 け、又は外国法人が適用を受  
 ける所得税の税率を乗じた金  
 額)を控除することができ。

平成二十七年九月十五日を支  
 払し、次の算式により算出し  
 た金額を支払う。ただし、支  
 払が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う(以  
 下、次号及び第十六号において  
 規定する期日について同じ。)  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

第二期利子

毎年三月十五日及び九月十五  
 日、支払期とし、各支払期にお  
 いて、その日以、前六月間に  
 属する

十六  
十七  
十八

償還金額  
償還金額  
元利支

平成二十九年三月十五日  
 日本銀行  
 額面金額百円につき百円

二十

払込期日

平成二十七年三月十六日

入札参加  
 財務大臣から通知を受けた者